

名古屋市耐震診断結果の報告に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）の施行に関し、法第7条及び法附則第3条第1項の規定に基づき所有者が行う耐震診断結果の報告にあたって事務を円滑に進めるための事務取扱を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 要緊急安全確認大規模建築物

法附則第3条第1項に規定する建築物をいう。

(2) 要安全確認計画記載建築物

法第7条に規定する建築物をいう。

(3) 防災拠点建築物

法第7条第1号に規定する建築物をいう。

(4) 沿道建築物

法第7条第2号に規定する建築物をいう。

(5) 耐震診断

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「技術的指針」という。）に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価することをいう。なお、平成25年11月25日以降に耐震診断を実施する場合は、省令第5条第1項各号に規定する者に耐震診断を行わせるものとする。

(6) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書

名古屋市耐震診断義務付け対象建築物確認要綱第5条第2項第1号の書類（以下「確認書」という。）

(7) 判定書

既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会の耐震診断の結果、又は耐震改修計画の妥当性を判断した内容を記載した書類

(8) 認定通知書

法第17条の規定による計画の認定を行ったことを証する書類

(9) 大臣認定書

建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正（平成10年6月12日）前の建築基準法第38条の規定に基づく国土交通大臣又は建設大臣の認定を受けたことを証する書類

（事前相談）

第3条 耐震診断の結果を報告しようとする者は、あらかじめ事前相談書（様式第1号）を提出するものとする。ただし、確認書により市長が耐震診断義務付け対象建築物であることを確認したものは事前相談を必要としない。

2 事前相談書には次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 固定資産税・都市計画税課税明細書（家屋）の写し、建物の登記事項証明書の写し等の建物の所有者であることを証明するもの

(2) 建築確認通知書の写し又は検査済証の写し、固定資産税・都市計画税課税明細書（家屋）の写し、建物の登記事項証明書の写し等の昭和56年5月31日以前に着工された建築物であることを証明するもの

増築等をしている場合は、併せてその経緯がわかるもの

(3) 案内図、配置図、各階平面図、断面図、面積表及び現況外観写真

なお、以下に該当するものにあつては以下に掲げることを明記ものとする。

ア 要緊急安全確認大規模建築物で複合用途である場合は、用途ごとの面積がわかる面積表（廊下及び階段等の共用部分は用途ごとの面積で案分し加算するもの）

イ 沿道建築物である場合は、断面図又は立面図に、前面道路の幅員及び前面道路と対象建築物の高さの関係がわかるものとして前面道路の中央から当該建築物にむかう45度の斜線等

ウ 防災拠点建築物である場合は、平面図に、診療機能を有する部分又は被災した住民が滞在することとなる部分

エ エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法によって接している部分がある場合は、平面図及び断面図に位置

3 法第14条第2号に規定する危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は、前項の書類に危険物の貯蔵量又は処理量が確認できる書類の写しを添付するものとする。

なお、配置図に建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離を明記するものとする。

（耐震診断結果の報告）

第4条 所有者は、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の報告については、省令附則第3条における耐震診断の結果の報告書（第二十一号様式）、また要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の報告については、省令第5条第3項における耐震診断結果の報告書（第一号様式）を正副2部市長に提出するものとする。

なお、要緊急安全確認大規模建築物かつ要安全確認計画記載建築物に該当する場合は、耐震診断の結果の報告書（第二十一号様式）を正副2部市長に提出するものとする。

- 2 次の各号に該当するものにあつては、前項の書類の正本に各号に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 市長が要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物に該当することを確認した確認書の写し(第3条の事前相談を行っていないもの。)
 - (2) 建築士免許証及び診断講習受講証明書等の耐震診断を実施した者が省令第5条第1項各号に規定する資格を有することを証する書類(取得している場合に限る。)
 - (3) 判定書の写し、認定通知書の写し及び大臣認定書の写し(取得している場合に限る。)。なお、大臣認定書の写しを添付する場合については、時刻歴応答計算により検証したことがわかるもの
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は第1項の報告があつた時は、副本に受付印を押印して返却するものとする。

(報告書の内容の変更)

第5条 所有者は、耐震診断の結果の報告書の内容に変更が生じた時は、速やかに市長にその内容について報告しなければならない。

- 2 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の報告については、省令附則第3条における耐震診断の結果の報告書(第二十一号様式)、また要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の報告については、省令第5条第3項における耐震診断結果の報告書(第一号様式)を添付して正副2部市長に提出するものとする。

なお、要緊急安全確認大規模建築物かつ要安全確認計画記載建築物に該当する場合は、耐震診断の結果の報告書(第二十一号様式)を正副2部市長に提出するものとする。

- 3 次の各号に該当するものにあつては、前項の書類の正本に各号に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 耐震改修による変更
 - ア 耐震改修工事実施確認書(様式第2号)
 - イ 工事請負契約書の写し
 - ウ 工事監理契約書の写し
 - エ 建築士免許証及び診断講習受講証明書等の耐震改修計画の設計をした者が省令第5条第1項各号に規定する資格を有することを証する書類
 - オ 改修部分等を表示した図面
 - カ 判定書の写し、認定通知書の写し及び大臣認定書の写し(取得している場合に限る。)。なお、大臣認定書の写しを添付する場合については、時刻歴応答計算により検証したことがわかるもの
 - (2) その他市長が必要と認める場合
 - 市長が認める書類
- 4 市長は第1項の報告があつた時は、副本に受付印を押印して返却するものとする。

(遂行命令等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対して耐震診断結果の報告に関して、必要な指導及び助言並びに指示を行い又は必要な報告を求めることができる。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成26年7月7日より施行する。

附則

この要綱は、平成26年9月9日より施行する。

附則

この要綱は、平成27年7月9日より施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成29年8月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成31年2月25日より施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年12月1日より施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月19日より施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。